

F No. 4 ・ 7 ・ 5 （丁）

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

秦野市指定居宅介護支援事業者 各位

秦野市長 高 橋 昌 和
(契印・公印省略)

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）

日頃から本市介護保険事業の運営に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、市内事業所からの問い合わせに基づき、居宅介護支援事業所における特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、厚生労働省に次のとおり確認しましたので通知します。

居宅介護支援事業所におかれましては、今後とも適切な人員配置要件に基づく加算の算定をしていただきますようお願いいたします。

1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

- (1) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する介護支援専門員は含まれません。
- (2) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます。
- (3) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、主任介護支援専門員は含むことが可能です。ただし、常勤かつ専従の主任介護支援専門員と重複して人数に数えることはできません。

2 本通知の取扱い適用時期

取扱いについては、令和5年1月1日からを適用することとします。

なお、既に特定事業所加算を算定している事業所は、自主点検のうえ、人員配置要件を満たさない場合は、加算取り下げもしくは下位区分への変更の届出を行ってください。

事務担当は、福祉部高齢介護課高齢介護計画担当です。
電話番号 0463 (86) 6583 内線 2126